

經濟環境委員會記錄

1 日 時 令和4年10月11日（火曜日）

開 会 午後 1時45分

閉 会 午後 2時20分

2 場 所 第3委員會室

3 出席委員 9人

委員長 泉 英 之

副委員長 澤 田 和 秀

委 員 飯 山 勝 彦

// 舍 川 智 也

// 高 田 真 里

// 大 島 滿

// 橋 本 雅 雄

// 横 野 昭

// 佐 藤 則 寿

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【農林水産部】

部長	金山	靖
理事（農林水産業振興担当）	本林	成元
部次長	高柳	誠
部次長（技術担当）	前田	剛
農政企画課長	三邊	泰弘
地方卸売市場次長	水野	智
地方卸売市場主幹	中田	幸宏
農政企画課主幹	大門	高史

6 職務のため出席した者

【議会事務局】

議事調査課長	坂口	輝之
議事調査課長代理	中山	崇
議事調査課主任	江部	なな恵
議事調査課会計年度任用職員	佐伯	瞳

7 会議の概要

委員長 ただいまから、経済環境委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、大島委員、橋本委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項の1番目、富山市公設地方卸売市場再整備事業についてであります。

さきの9月定例会の本委員会では、富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件について審査を行い、全会一致で原案可決されたところです。

しかしながら、その審査の過程において、委員からの質疑に対し、当局からの答弁が十分ではないものが一部ありましたので、後日、補足説明資料が配付されたところであります。

そこで、本日は、その内容について改めて当局の説明を求めます。

地方卸売市場次長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

大島委員 まず、平成30年6月26日の商工農林水産委員会で出された農林水産部の委員会資料の中に取扱量の推移のグラフがあるのですが、これによって、取扱量の推移がずっと右肩下がりになっているということは、当然、皆さん御存じですよ。

この資料では平成28年度までの右肩下がりのデータが出ていますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響は別にして、平成31年度や令和3年度のデータを入れていくと、水産の取扱量に至っては、令和15年度から令和20年度にかけてゼロになる方向に向かっているのです。青果については令和25年度にかけてゼロに向かっています。花卉は少し持ち直してはいますが、それでもグラフでは令和25年度にかけてゼロに向かっているのです。令和3年度までのデータも、ほぼそれに近いものになっています。

このように売上げや取扱量がどんどん下がっていくので、規模を縮小して半分にしなければいけないということがそもそもの出発点だったと私は記憶しているのですけれども、売上げが下がっていったときに、市場の中に入

られた事業者の方々が令和35年度までずっとその場所を借りていらっしゃるのかどうか。そもそも、この使用料がずっと同じ金額でいけるということはまずないと思うのです。そのことについて、契約を途中で解約した場合に、きちんと違約金や保証金がもらえるのか、そういう手当てをしていらっしゃるのかどうか、まずお聞きします。

地方卸売市場次長 その手当てというのは、市と市場内事業者との契約という点でしょうか。

実際、市場内事業者は市から使用許可を受けて使用しておりまして、その使用料については条例で定めさせていただいているところです。その使用条件について、何年以上という縛りなどは特に設けておりませんことから、通常2年や3年などのスパンで契約更新することになるのですけれども、退出に対しての罰則や補償規定は特段ございません。

大島委員 逆に言えば、出たいときにいつでも出られるという契約をされていると、せっかく新しく整備して、実質的にこの使用料まで下げて、入ってくださいと言いながら、事業者の売上げがどんどん下がって行って、これから10年ぐらいたったら恐らく半分ぐらいになると

いう予測を私はしているのです。そういうときに、市場に入っていて本当に商売になるのかどうかと考えられたり、後継者がいなくなったりして、市場から出られて空いた場合にどうされるのかということまで考えていらっしやらないのでしょうか。

地方卸売市場次長 まず現状で埋まる予定ではあるのですがけれども、今後、空きが出るようなことがあれば、もちろん事業者を公募していくことになるかと考えております。

大島委員 もうからないから出ていくのであって、もうかっていけば誰も出ていかないのです。空きが出て代わりを求めても、恐らくその場所を借りてまで商売をするということはないと思います。

今はインターネットの時代なので、インターネットで取り扱うということで、市場内に店を持たなくても売上げがどんどん増えてきていると思うのです。前回の委員会でのこの使用料の改定について審査しましたがけれども、インターネットでの売上げを皆さん月報で申告されて、その売上げをつかんでいらっしやって、それに対して売上高使用料一現行では売上高に一定の割合を掛けているものを廃止さ

れました。これからどんどんネットでの売上げのほうが多くなった場合に、施設使用料を30年以上ずっと取れるということはまずないと思うのです。

使用料のことで業者の方ともめたというか、同意されるまで時間がかかったとすれば、急激に単価を上げることもできないでしょうし、その辺について、本当にどういう手当てをしておられるのか聞かせていただきたいと思います。

地方卸売市場次長 卸売業者や仲卸業者などのなりわいの部分につきましては、なかなか市が直接関与できない部分ではあるのですけれども、当然、市場内の事業だけで企業を成り立たせている事業者も多くいらっしゃいます。そういった中で、それぞれの事業者におかれましては、売上げの増加に対する努力はしておられる状況でありますので、その活動について協力できる部分が何かあれば、市としても協力していくことになるかとは思っております。

大島委員 固定資産税が幾ら増加するのか分からないと何回もおっしゃいますけれども、業者が決まったときに、3棟建てられることや、スーパーが何千平米、ホームセンターが何千平米な

どという延べ床面積が、市のホームページでもきちんと出ているわけです。ですから、鉄骨は当然建てられるでしょうし、この業者に聞けば基本設計もほぼ決まっていると思いますから、1年間にどのぐらいの固定資産税が増加するのかということぐらいは説明されてもいいのではないのでしょうか。

担当課が違うということであれば財務部のほうにお聞きになればいいし、どうして概算でも出せないのか、それを教えていただきたいのです。

地方卸売市場次長 民間収益施設につきましては、提案時の面積はホームページ等でももちろん報告させていただいているところではあるのですが、実際の実施設計にも入っていらっしやらないですし、入られる事業者もまだ具体的に定まっていない部分があります。そういった意味から、設備の部分も含めて、こちらでも把握し切れていない部分がありますので、厳密な額まではなかなかお出しできないということです。

大島委員 厳密な額を求めているのではなくて、100万円、200万円違ってもいいですから、どうして概算で何億円、何十億円などという金

額が出せないのかと。

それがどれだけ増えるのかによって、会計は違うのかもしれませんが、実質的な繰入金か幾らになるのかという試算が変わってくるわけですから、どうしてすぐに出せないのかという疑問があるのです。

これは部長に聞いたほうがいいのでしょうか。概算でも金額を出すべきではないのでしょうか。

農林水産部長 固定資産税などといった税金の話については、今現在、整備していく土地の地代ぐらいは概算で出せるのかもしれませんが、民間事業者がこれから一三種類という形で聞いていますが一構造や規模など、どのようなものを建てていって、それがどのぐらいの固定資産税になるのかということは、やはり建てるものによって大分変わってきますので、その部分について概算では数字を出せませんし、出すべきではないと思っております。

大島委員 地代は、年額で1平米当たり1,530円以上と募集要項で決まっているのです。ですから、面積を掛ければ、これは概算ではなくて確定値なのです。

3億5,000万円を一般会計から繰り入れると簡単に言われますけれども、この整備費

だけで今までよりも1億6,000万円増えると言われたときに、その金額は、例えばJR西日本の富山駅から猪谷駅までの1年間の運賃総額なのです。その乗客を全てただで乗せるような金額の大きさを考えると一新しく整備しました、ある程度は独立採算でペイできるということで駐車場使用料の収入を12億円以上もカットしました—アスベストで10億円近く出たのはやむを得ません。

これからヒ素も出るかもしれませんが、それは不可抗力だとしても、この再整備事業に当たって、本当は毎年1億円ぐらいの繰入金で三十何年間ずっといくようなスキームにしないといけないし、そうするものだと私はずっと思っていました。こういう事業をしたから、お金がかかって当然だという考え方には当然—皆さんもそうだと思うのですが—ならないと思うのです。ですから、固定資産税が幾らぐらいプラスになるから繰入金はこのぐらいに収まるとか、雇用が増えてプラスアルファになるなど—これはなかなか計算できないことかもしれませんが—そのぐらいは出すべきではないでしょうか。

農林水産部長 当然、全体の固定資産税について見通しが立った時点で出すつもりではおりますが、全体

として幾ら減額できるのかというところまで現時点では見通せないので、そこまで出せる状況ではありません。

先ほど地方卸売市場次長のほうからも話をしましたが、市場については、まず流通一御存じのとおり、地場産だけではなく、全国の生鮮食料品を消費者に供給し市民生活の安定と向上を図ることにプラスして、農業者、生産者には継続して安定的な販売ルートを確保するという、生産者を守る観点からも、市場内事業者を含めた市場機能を今後も安定的に維持する必要があると思っています。

しかしながら、先ほど大島委員もおっしゃったとおり、社会情勢や流通構造の変化など、市場を取り巻く環境はやっぱり大変厳しくて、今後大きく変わる可能性もあります。

こういったことから、本市においては、市場内事業者の方々の声を聞きながら、市が直接工事をするという手法ではなくて、民間事業者の有する経営ノウハウや技術的ノウハウなどを活用するPPP手法の採用を決定して事業を進めているところなのです。

今後も、基本協定に基づいてお互いに連携して事業を進めていきますが、アスベストが出てきたという事実もございますので、また予期せぬ問題が起こり得ると思います。問題が

起こった場合はもとより、仮に新たなよい提案が事業者等から示された場合には、十分協議を行いながら、お互いの合意の下、事業内容の変更もかけながら進めていかなければならないと考えております。それがまた、PPP手法を取り入れた大きなメリットの1つだとも考えております。

本市としましては、当然、市職員の削減など、維持管理費の削減については十分努めてまいりたいと思っておりますが、同時に、この整備スキームの中でそういった民間のノウハウを活用し、必要に応じて、委員の皆さんに情報提供や報告等をしながら進めていきたいと考えております。

横野委員

結果的に今、商業施設を新しく整備して民間事業者に入ってもらうのですから一大島委員の言うことも理屈としてはそうなのですがけれども一裏を返せば、入った企業あるいはこれから入ろうとする企業のためにも、いい印象の地方卸売市場にしていかないと。人から好かれる市場をつくるための施策としてこれが打ち出されたのですから、それに基づいて、入る事業者の人たちもウィン・ウィンになれば一番いいと思うのです。この件は報告事項なので、今の段階でそれ以上のことをああで

もない、こうでもない臆測でしゃべるのはよくないと私は思う。

そういった点においては、この敷地の面積に対してどれだけの固定資産税が入ってくるのかということは、これから入る企業のウエートによって、価格の変動もあるし、それから、雇用条件もどう変わるのか分かりません。そのことで今、大島委員はそれなりに勉強しておられて、そういった言い方をされていますけれども、私たちは、これがいい施設になって、入った企業もウィン・ウィンで喜ぶという形が—今、第一歩の段階ですから、その段階であまりにも先の見通しをああだこうだと言ってしまって、ここに入ったらマイナスになるということを主張するわけにはいかないと思うのです。

そのあたり、当局も大変だと思えますけれども、やっぱりこの卸売市場を成功させないと—富山市とすれば、本当に今、大きなお金をかけて再整備をする以上、当然やるべきことはやらざるを得ないと思っています。そういった点においては、先ほど言われた固定資産税や、新規雇用が生まれて従業員を雇えることが一番の理想なので、その方向に向かって努力していただきたいと私は思います。それ以上はありません。

委員長 要望でいいですね。

横野委員 要望というか、そういう答え方をしていただきたいと当局に対して思っているのです。

委員長 ですから要望ですね。

横野委員 要望といえば要望ですけども、ただ、今の
大島委員の質問の中身から答えようとするこ
とに無理がある……

委員長 討論ではありませんので、要望なのか質問な
のかということです。

横野委員 質問です。当局にはそういう答弁をしていた
だかないと、この問題は終わらないと思っ
ています。

委員長 質問ですね。

横野委員 質問です。
意気込みを言ってください。この事業を進め
る以上は目的もちゃんとしているのだから、
皆さん、それに対してもっとしっかりと答弁
してください。こんなことを言っていたら、
終わらないですよ。

農林水産部長 大島委員から質問があったので、それに対する答弁をしたということで、それが意気込みでなかったということに対してはちょっとどうなのかと思いますが一先ほどから言っていますように、取り巻く環境が厳しく、そしてこういったいろいろな予期せぬことが起こるとい社会経済状況の中で、市場の役割がこれからいろいろと変化していくことも考えられるということで、市として公共施設の計画に基づいて、なるべく市が所有しないでどう運営していくのかということが基本にあります。

その上で、そういった市場の状況等を勘案しながら、まずは30年というスパンで、現状に合わせてコンパクトな市場を持つというスキームで今こういった計画を立てました。30年後、あるいはその30年の間でいろいろな劇的な変化にも対応できるような想定でこのスキームを活用しているわけであります。また、掛尾地区の市場周辺には多くの商業施設があることから、本市のまちづくりの観点からも、30年たつ間、あるいは30年後にどのようなようになっていくのかも想定しながら、このスキームを進めていきたいと考えております。

大島委員

しつこいようですけれども、前回の委員会で施設使用料の条例改正を可決した以上、この使用料はもう決まってしまって、これからは、すごく赤字だから高くしてくださいとはそう簡単に言えない状況です。

ですが、令和元年度の包括外部監査で、この使用料について非常に厳しい意見が出ているということは御存じだと思っております。50年近く前から使用料が全く変わらないとか、基準がないのに減免をして、1年間に入るべきだった4,000万円以上の売上高使用料が入らない、そういう根拠がないということをお先ほど言われました。本来ならば、その4,000万円近い減免を昨年度中に正して、施設使用料はもう少し高く設定すべきだったという責任が一包括外部監査人がここまで踏み込んで言うということは、恐らく相当な問題があったのだろうと私は思います。

その辺を含めて、今言わないと、30年以後、私はもう生きているわけがないのですけれども……

委員長

大島委員に申し上げます。

この案件につきましては、全会一致で原案可決していますので、不足部分に関して質問してください。

横野委員 一般質問でやってください。この報告案件に対する議論ではないではないですか。確かに今、大島委員の言われるような包括外部監査の指摘は指摘として、それについて当局がどう考えたのかということは市長に聞くべき問題だと私は思います。これは今の報告事項とはちょっと違うと思うので、委員長、采配をお願いします。

委員長 今回の報告事項は、あくまでも前回の委員会で可決された条例改正を踏まえたものでございますので、それを問う場合には当然、我々の責任もあるわけでございます。もしも不可解な部分があったら、一般質問等できちんと明らかにされればいいと思います。ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

澤田委員 先ほどの説明で市道を整備する費用を見込んでいると言われましたが、委員会資料2ページで言うとどの部分でしょうか。

地方卸売市場次長 市道の整備費用を見込んでいるものについては、委員会資料4ページ左上の表の賃借料・市道整備費等という項目の156億円余りに含まれます。今後出てくる要素があれば全て含めるというお話だったので、こちらに記載

しているものです。委員会資料１ページ下段の金額については、現行の債務負担行為を設定している分だけですので、こちらは市道整備や資材高騰分は全く含んでいない金額になっております。

委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。それでは、農林水産部の皆さんは御退室願います。

〔農林水産部退室〕

委員長 次に、協議事項の２番目、委員会視察についてであります。
まず、視察日程及び視察先につきましては、皆さんに事前に御都合をお伺いし、お知らせしましたとおり、１０月２７日（木曜日）に、富山地区広域圏エコロセンター、丸新志鷹建設株式会社木質ペレット工場、富山市立上滝中学校を視察したいと思います。
それぞれの視察目的につきましては、富山地区広域圏エコロセンターにおきましては、有

害鳥獣焼却施設の設備について、丸新志鷹建設株式会社木質ペレット工場においては、富山県産杉間伐材を利用した「とやまペレット」の製造について、富山市立上滝中学校においては、「とやまペレット」を燃料とした冷暖房設備についてであります。

なお、視察に当たっては、お手元に配付のとおり、先般の各派代表者会議において決定されました行政視察の実施における留意事項を遵守の上、実施したいと考えております。

これらのことを踏まえ、県内視察を実施することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

この後、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、承認を得ることといたします。

また、行程の詳細については、正・副委員長に御一任いただき、詳細な視察行程が決定いたしましたら、委員各位へ速やかに御案内したいと思います。

なお、この後、再び感染が急拡大し、警戒レベルが引き上げられた場合や視察先の受入れが中止となった場合などには、視察を変更・中止することもございますので、あらかじめ

御了承願います。

最後に、お手元に配付のとおり、大島委員より令和4年9月16日の本委員会での発言について、発言取消申出書が提出されておりますので、このことについて大島委員の発言を求めます。

大島委員 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

令和4年9月16日の経済環境委員会での私の発言のうち、企業が特定されるおそれがある次の部分を取消ししたいと思いますので、委員会の許可を得たく、委員会条例第50条の規定により申し出ます。

委員長 ただいまの大島委員からの発言取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

よって、発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

次に、お手元に配付のとおり、工業政策課長より、令和4年9月16日の本委員会での発言について発言取消申出書が提出されてお

ます。

工業政策課長の発言については、先ほど取消しを許可した大島委員の質疑に対する答弁であることから、発言取消しの申出のありましたとおり、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。

これをもって、経済環境委員会を閉会いたします。

令和4年10月11日
経済環境委員会記録署名

委員長 泉 英之

署名委員 大島 満

署名委員 橋本 雅雄